

宝暦4年（1754）11月3日、布袋屋庄右衛門の後見人である津嶋屋理右衛門と、対する灰屋伊右衛門が、御用達株の件で町奉行所へ訴訟に入りました。

庄右衛門の父は、染め物を扱う商人で、藩に納入する仕事をしていました。しかし、寛保2年（1742）に亡くなります。そして、子どもの庄右衛門が跡を継ぐのですが、幼かつたため、あい屋又兵衛が後見人となり、染め物商売を続けていました。ところが、今度は又兵衛が病気となり、後見を務められなくなります。商売が継続困難になった庄右衛門は延享3年（1746）、灰屋伊右衛門へ染め物商売御用達の株（営業許可証）を預けて銀札200目を借り受けました。

その後8年ほど経ったころ、又兵衛が亡くなり、庄右衛門と母親は津嶋屋理右衛門の世話になることになったのでした。

そういうして、いるうちに株の貸付年数が経ち、宝暦3年（1753）、津嶋屋理右衛門は、庄右衛門の後見として銀札200目を返済し、染め物御用の株を取り戻して再び商売を始めるため、この貸し借りの仲介人である秤屋甚右衛門と阿波屋定右衛門にその旨を申し出ました。すると、灰屋伊右衛門は染め物御用の株は後に追加の銀札50目を支払って、買い取ったものなので返す必要はないと主張しました。こうして両者の言い分が食い違い、町奉行所への訴訟となつたのでした。

灰屋伊右衛門の主張を支持する証言をしました。それに対しても、庄右衛門の側ではそうした事実はないとの反論。「もし株の貸し付けから売り渡しへの変更の取り決めがあつたのであれば、証文があ

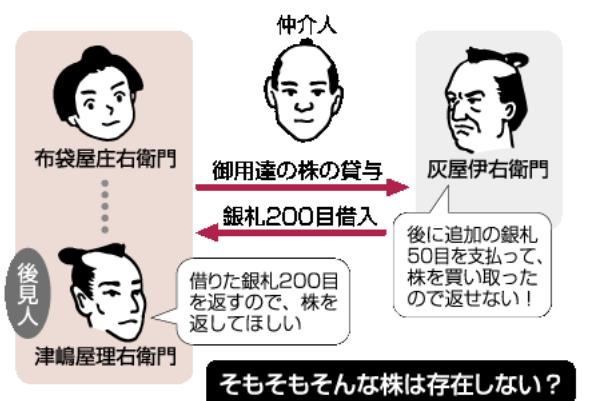
るはずだ」と主張するのですが、そのような書類はありませんでした。

取り調べをした町奉行は、双方ともに証拠のない話であるとするのですが、その裁決は意外な方向に進んでいきます。

本来は、染め物御用達株の正當な所有者を定めるための訴訟ですが、「そもそもそのような株は存在しない」と町奉行は言うのです。「御用達」というのは、町奉行所が申し付けるようなものではなく、それぞれの担当の役所から、その商売に関して信頼に足る者を選んで御用を申し付けるものであつて、株などではない。にもかかわらず、双方ともに心得違いをして、内々に金銭によって株のやり取りをし、さらには争論に及んで訴え出るなどもつての外、不届き至極である」といふことになり、結局双方ともに藩の御用から外されたのでした。

津山城百聞録

～御用達株の行方～



つやま 広報 3月

編集・発行（毎月10日発行）

津市企画部行政広報室（市役所3階）
〒708-8501 岡山県津市山北520番地
TEL 0868-23-2111㈹ FAX 0868-32-2152
Eメール kouhou@city.tsuyama.okayama.jp

☆広報つやまはホームページ
で閲覧できます。
<http://www.city.tsuyama.okayama.jp/>



消防操法訓練大会は消火技術の速さや正確さを競うもので、選手は日ごろの訓練の成果を發揮すべく、熱戦を繰り広げます。

4月9日（日）午前9時から、勝部のスポーツセンターで開催。雨天決行！
ガンバレ消防団!!（鉄）

その大会にとうとう私も地元で出場することに。役割は「指揮者」。団員を前に「操作始め！」と声を張り上げます。腹式呼吸で頭の上から声が出るようなこの発声は、もしや音楽活動でのボーカルにも役立つかも？（X）

1月中のひとの動き 編集室

人口 111,376人（前月比+16）

男 53,154人（同+15）

女 58,222人（同+11）

世帯 43,036世帯（同+31）

転入 255人 転出 223人

出生 97人 死亡 113人

（2月1日現在）

PRINTED WITH SOY INK 広報つやまは、環境保護のため古紙配合率100%再生紙、大豆油インキを使用しています。読み終えた後はリサイクルにご協力ください。

R100